

將軍足利義稙期の幕府訴訟制度について

松園潤一朗*

- I はじめに
- II 訴訟の繫属・進行
- III 審理手続
- IV 判決の内容・根拠
- V おわりに

I はじめに

本稿では、戦国時代（応仁・文明の乱後）の室町幕府の法と訴訟制度について、將軍足利義稙（義材、義尹とも。本稿では義稙に表記を統一する）の執政期を中心考察する。

室町幕府の訴訟制度は、南北朝時代には所領押領の訴えに基づいて、論人に陳弁を尋ねることなく守護らに遵行（沙汰付・所務保全）を命じる「特別訴訟手続」¹⁾が多用されたのに対し、室町時代には特に足利義持・義教政権のもと、所務相論を中心とした將軍親裁の場である御前沙汰や、貸借関係をめぐる訴訟等を扱う政所沙汰において訴人と論人の主張・証拠を踏まえて判決を下す裁許手続が整備され、訴人奉行と論人奉行による訴訟進行の手続や、「意見」制をはじめとした審理手続が確立した²⁾。戦国時代の法制は室町時代の制度を基本的に継承しているが、その運用には將軍の代ごとに政治体制や政策の相違による変化を見出

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第18巻第3号 2019年11月 ISSN 1347-0388

* 一橋大学大学院法学研究科准教授

1) 石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』（弘文堂書房、1938年）第2篇第2章第6節。書面・口頭の審理手続を省略した簡易訴訟手続とされる。

すことも可能である。

戦国時代の訴訟制度についてはこれまで評議体制を中心に研究が進められてきた。設楽薰氏によると、室町時代の御前沙汰は將軍臨席の場で「決裁」「評議」が行われる体制であったが、戦国時代には將軍による「決裁」の場と奉行人らによる「評議」の場が分離する。政所執事伊勢氏が「決裁」を行うようになる政所沙汰でも同様に、執事臨席の場で「決裁」「評議」がなされる体制から、戦国時代には執事の「決裁」と執事代・寄人の「評議」とに手続が分化するという³⁾。また、同じく評議について、関連史料が比較的豊富に残る天文年間（1532～1555）の將軍足利義晴期における内談衆を介した御前沙汰の運用を中心に多くの研究の蓄積がある⁴⁾。

しかし、先行研究の議論の焦点は、將軍側近や奉行人らによる「評議」やその構成メンバーといった政権の構造の解明にあり、訴訟制度そのものの展開を戦国時代を通じて追う作業は十分には行われていない。

そこで、佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集2巻 室町幕府法』（岩波書店）に収録された室町幕府追加法（以下、「追加法」と表記する）を通覧すると、足利義稙が將軍に還任された永正年間（1504～1521）に、訴訟法の整備がなされていることに気が付く。以下、それらの立法の年月日、概要、条文番号、内容を列挙する。

-
- 2) 研究史について、亀田俊和「室町幕府訴訟制度史研究の現状と課題——南北朝期～室町期を中心として——」（同『室町幕府管領施行システムの研究』思文閣出版、2013年）、拙稿「法制史における室町時代の位置」（『歴史評論』767号、2014年）等参照。
 - 3) 以上、設楽薰「『伺事記録』の成立」（『史学雑誌』95編2号、1986年）、同「室町幕府の評定衆と『御前沙汰』——『御前沙汰』の評議体制及び構成メンバーの変遷——」（『古文書研究』28号、1987年）、同「將軍足利義材の政務決裁——『御前沙汰』における將軍側近の役割——」（『史学雑誌』96編7号、1987年）、同「『政所内談記録』の研究——室町幕府『政所沙汰』における評議体制の変化について——」（『年報中世史研究』17号、1992年）。
 - 4) 清水久夫「將軍足利義晴期における御前沙汰——内談衆と『賦』——」（『日本史研究』207号、1979年）、水藤真「衆議と内々——『大館常興日記』に見る天文年間の室町幕府の事柄決定の方式——」（小川信先生の古稀記念論集を刊行する会編『日本中世政治社会の研究』続群書類従完成会、1991年）、山田康弘「戦国期の政所沙汰」・「戦国期の御前沙汰」（同『戦国期室町幕府と將軍』吉川弘文館、2000年、初出1993・1995年）、設楽薰「將軍足利義晴の政務決裁と『内談衆』」（『年報中世史研究』20号、1995年）等。

- A 永正 6 年 (1509) 5 月 9 日……訴訟手続（追加法 353～359 条）
 - ：召文の発給、口入の停止、所務を中に置く手続の停止、下知違背の咎、一事両様の禁止、担当奉行人への陳述、評議の「漏脱」の停止
- B 永正 7 年 10 月 20 日……「意見」手続（追加法 365～371 条）
 - ：会合の日にち（毎月 10・20・晦日）・時刻、先例通りの披露の次第、「意見」の草案の作成、別儀の披露の禁止、着座、日限次第の披露、意見後の退座
- C 永正 7 年 12 月 20 日……訴論人日限（追加法 375 条）
 - ：訴論人の応訴期限の設定
- D 永正 7 年 12 月 20 日……証拠法（追加法 377 条）
 - ：「磨奉書文字」を謀書とみなす
- E 永正 8 年 12 月 6 日……伺事（追加法 381～383 条）
 - ：結番次第の参勤、急事以外の非番は伺を斟酌、当番による伺
- F 永正 11 年 4 月 10 日……故戦防戦法（追加法 390 条）
 - ：故戦者の所領没収ないし死罪、防戦者は状況により判断
- G 永正 13 年……故戦防戦法（追加法 396 条）
 - ：故戦者が所領没収の場合は防戦者は所領半分の没収、故戦者が死罪の場合は防戦者は闕所

内容が不明な条文も含まれるが、訴訟進行に関するもの（A、C、F、G）と審理手続に関するもの（B、D、E）に分類できる（以下、記号を法令の表記に用いる）。同じ時期には、撰銭令（追加法 345～348、360～362、372～374、385～389 条）や永正 17 年（1520）の徳政令（追加法 397～448 条）も見られるが、永正年間の幕府法全体に対して上記の法令群が持つ比重は小さくない。

一連の立法の開始の前年である永正 5 年（1508）の 6 月に大内義興らとともに再入京した前将軍義稙は、細川高国や畠山尚順らも後ろ盾として将軍足利義澄を放逐し、同年 7 月に将軍職に返り咲いており、義稙の執政の再開と立法との関係が問題となる。

義稙期については近年多くの研究がなされている⁵⁾。政務について、近臣を

「殿中申次」に任命して奉行人に指令する政務・裁許の体制⁶⁾や、訴訟法についても、「所務を中心に置く」手続の停止（法令 A）や「故戦防戦法」（法令 F・G）の制定等が注目されている⁷⁾。が、それらを義稙執政期の法として全体的に考察したものは見られない。戦国時代を通じて幕府の訴訟法に関するまとまった立法は上記の永正年間の法令群のみであり、足利義晴期の制度の前提としても義稙期の位置づけは重要である。その法の内容や運用を検討することによって各将軍の政策や訴訟制度の運用の持つ意義等を明らかにすることが可能であろう。

ところで、戦国時代の幕府の政務において細川京兆家の持つ影響力は無視し得ない。今谷明氏は明応の政変以降、京兆家が実質的に幕府を支配して訴訟指揮・審理も主導したという⁸⁾。義稙期に関しては、永正5年（1508）4月以降に幕府奉行衆の構成員が一変することと京兆家の家督が政元流から高国流へ変化したこととを結び付け、京兆家が幕府奉行衆を配下に置いていた証左とした。が、この点は義稙の將軍還任に伴う交替とする理解⁹⁾が説得的である。また、京兆家が訴

- 5) 義稙の伝記として、山田康弘『足利義稙——戦国に生きた不屈の大将軍——』（戎光祥出版、2016年）、木下昌規「足利義稙——流浪將軍の執念——」（榎原雅治・清水克行編『室町幕府將軍列伝』戎光祥出版、2017年）。政権を構成した大名に関して、今岡典和「足利義稙政権と大内義興」（上横手雅敬編『中世公武権力の構造と展開』吉川弘文館、2001年）、萩原大輔「足利義尹政権考」（『ヒストリア』229号、2011年）、評議体制について、前掲註3) 設楽論文「將軍足利義材の政務決裁」、同「足利義材の没落と將軍直臣団」（『日本史研究』301号、1987年）、公武関係について、水野智之「戦国期の公家勢力と將軍・大名」（同『室町時代公武関係の研究』吉川弘文館、2005年）等。
- 6) 上杉剛「足利義材政権についての一考察——殿中申次を通じて——」（『史友』17号、1985年）、前掲註3) 設楽論文「將軍足利義材の政務決裁」、木下昌規「足利義稙の側近公家衆の役割をめぐって——葉室光忠と阿野季綱を中心に——」（同『戦国期足利將軍家の権力構造』岩田書院、2014年、初出2008・2010年）。
- 7) 故戦防戦法について、羽下徳彦「故戦防戦をめぐって——中世的法秩序に関する一素描——」（「中世の窓」同人編『論集 中世の窓』吉川弘文館、1977年）、藤木久志「村の故戦防戦法——喧嘩停止令の源流を訪ねて——」（同『戦国の作法——村の紛争解決——』平凡社〔平凡社ライブラリー〕、1998年、初出1991年）、所務を中心に置く手続の停止について、前掲註1) 石井著書、石崎建治「室町幕府奉行人奉書の内容的分析と室町幕府奉行人の性格——『置所務於中』の分析から——」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要 哲学・史学編』別冊19集、1993年）。
- 8) 今谷明「京兆專制——後期幕府の権力構造——」（同『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、1985年、初出1977年）等。
- 9) 末柄豊「細川氏の同族連合体制の解体と畿内領國化」（石井進編『中世の法と政治』吉川弘文館、1992年）。

訴進行や判決内容に影響力を有したのは確かだが、近年では、先述した將軍の「評議」に関する研究が示すように、將軍の親裁機構が京兆家とは別個に作動していたことが明らかにされており¹⁰⁾、將軍と奉行人（以下、室町幕府奉行人を指す）による訴訟制度の運用に焦点をあてて検討することが可能である。

以上を踏まえ、本稿では將軍足利義稙期の幕府の法と訴訟制度を考察する。時期については、延徳2年（1490）7月の義稙の將軍就任から明応2年（1493）4月の明応の政変まで（以下、「義稙前期」と表記する）と、永正5年（1508）6月の再入京と翌月の將軍還任から大永元年（1521）3月の京都出奔まで（以下、「義稙後期」とする）とに区分し、後者を中心にはじめに検討する。『大日本史料』や、今谷明・高橋康夫編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇』（思文閣出版〈以下、『奉書』と略す〉）等の基本史料集を活用して、先述した永正年間の法令を制度史の観点から位置づけることを課題としている。訴訟手続の順序に従って、訴訟の繫属・進行（II）、審理手続（III）、判決の内容・根拠（IV）に分けて検討する。

II 訴訟の繫属・進行

1 応訴の日限

まず室町時代の手続を確認すると、足利義持・義教期に整備された手続においては、訴状が受理されると、管領被官（賦奉行）の「賦」によって訴人奉行が選定され（別奉行を有する当事者の場合は「賦」はなし）、論人宛に問状が発せられる。論人が訴人奉行に陳状と具書を提出した後に論人奉行が選定され、訴人・論人奉行によって問状・召文が発給され、訴訟が進行した¹¹⁾。

上記の手続において論人には応訴（陳状・具書の提出）の期限が設定され、遵守しない場合は訴人の訴えのみに基づいて裁許がなされた。義持期の応永29年（1422）に期限は21日間とされ（追加法174条）、義教期の正長元年（1428）には問状が論人に送達された後の陳状の提出期限を10日間としている。論人奉行が陳状を受け取った後、証文を催促した場合も同じく10日間とされ、計20日間

10) 前掲註3) 設楽論文、前掲註4) 山田・設楽論文等。

11) 挙稿「室町幕府『論人奉行』制の形成」（『日本歴史』726号、2008年）。

以内に応訴しない場合は訴人の申立のみで裁許を下す定めであった（追加法183条）。裁許手続の整備には陳状の延滞に対する規定が併せて必要となるのである。

義稙前期においては6、7日毎に論人に問状が発給され、3度目の問状で指定される日限までに応訴しない場合に裁許がなされており¹²⁾、室町時代以来の手続に大きな変化は見られない。しかし、義稙後期には、永正6年（1509）の法令A（追加法353条）で「召符」の発給について規定された上で、翌年の法令Cで「訴論人日限」が定められた。すなわち、論人の陳状の日限は先述の追加法183条で規定された（「於論人出對之儀者、正長元十二壁書炳焉也」）とした上で、訴人の訴状提出の期限（「訴人解状日限」）は不明確だったので、一問一答をそれぞれ7日間に限定し、併せて42日を過ぎれば「伺」を行うと定めている。その適用事例も見られ、永正12年11月14日奉行人奉書（『明王院文書』『奉書』2835号）に「馳過御法之日限、無音之間、重被御下知畢」とあるように、期間内に応訴しない場合、「御法」に基づいて訴人の申立のみで裁許（「御下知」）がなされている¹³⁾。法令Cは訴人に対して重訴状や具書の提出の日限を設定することによって訴訟処理の迅速化を意図したものと言える。

なお、『蜷川親孝日記』永正13年（1516）7月6日条に、奉行人の発言として「陳答無音日数事、先規者三ヶ度、今度御上洛已後一ヶ度云々」とあり、「今度御上洛」¹⁴⁾以降、陳弁を求めるのは一度に変更されたと記す。政所沙汰でも訴訟処理の迅速化が図られたことが知られる¹⁵⁾。

12) 延徳3年（1491）12月27日奉行人奉書（『天竜寺宝鏡院文書』『奉書』1820～1823号）。

13) 『北野社家日記7（史料纂集）』（続群書類從完成会）永正8年（1511）条を見ると、規定のように訴論人のいずれか手続を延引した者の訴訟を棄却する「御法」と解して引用している（「無沙汰之方ノ公事ヲ被棄捐訖、永正七年十一月廿三日御法被定畢」）。但し、法令Cと日付が異なるため、別の法令が出されていた可能性もある。「室町家御内書案」（『改定史籍集覽27冊』臨川書店）には7日毎に陳状を催促する、永正12年の事例が挙げられている（『奉書』2803～2805号）。

14) 詳細は不明だが、永正10年5月に近江国から義稙が帰京したことを指すものと推測される。

15) 但し、例えば、『蜷川親俊日記』天文7年（1538）3月23日条には三問三答の実施を示す親俊書状案があり、一時的な措置と思しい。

2 所務を中心に置く手続の停止

訴訟繫属後、紛争当事者による論所の所務（年貢收取）を制限する、所務を中心に置く手続は義稙後期に停止される。以下では、義稙期における手続の実施と停止の意義を考えたい。

石井良助氏は、幕府法上の訴訟目的物（論所）に対する処分の制限として、(1)当知行人に論所知行を継続させ、その処分を制限する場合と、(2)論所の所務を中心に置く旨を命令し、第三者或は論所沙汰人の手に寄託する場合とを指摘した。前者が通常の場合とされ、後者は永正6年（1509）の法令A（以下、追加法355条を指す）で停止されたが、「その実質に至っては、その後も依然広く行はれた」とする。また、沙汰未断中の訴訟当事者の論所・論物への狼藉は「中間狼藉咎」として狼藉者の敗訴とされたという¹⁶⁾。この指摘の通り足利義晴期以降に(2)の手続が再開されており¹⁷⁾、義稙期の法令Aの持つ意味が問題となる。

石井氏の挙例を見ると、(1)は南北朝～室町時代の事例が中心で、「於理非者、追可有糺決、先任當知行、可被全雜掌所務」といった文言を有する、「特別訴訟手続」による発給文書も含まれている。同手続は「理非」判断を省いて訴人への迅速な所領の沙汰付や所務の保全を行うことを趣旨とするため、所務を中心に置く手続は不要である。(2)の事例が見られるのは御前沙汰において「理非」判断を行うようになる足利義満執政期以降であり¹⁸⁾、石井氏の豊富な挙例も室町～戦国時代のものである。

そこで、まず、義稙前期における(2)の事例を確認したい。延徳2年（1490）9月日不動院雜掌申状案（「華頂要略 門主伝」『大日本史料 8編之39』）は、不動院領洛中九条東洞院城興寺分下地を円乗院が「別相伝」と称して相国寺慶雲院に寄進したため、その返還を訴えたものだが、同年10月19日奉行人奉書（案、

16) 前掲註1) 石井著書422～423頁。

17) 前掲註7) 石崎論文は、奉行人奉書において、「名主沙汰人中」等に対する「置所務於中」文言による命令と、「相拘」「拘置」文言による命令の内容は同一だが、永正5（1508）・6年頃を境に表現が後者に切り替わるという。なお、石井氏が挙げていない、所務を中心に置く手続の実施の事例として、「披露事記録」（桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成 上』近藤出版社）天文8年（1539）3月27日条等がある。

18) 早い事例として、応永6年（1399）7月10日管領畠山基国奉書案（「飯尾文書」『愛知県史 資料編9 中世2』758号）等。

同前、『奉書』1671号)は、名主沙汰人宛に所務を中に置くように命じている。しかし慶雲院が年貢を責め取ったことから、翌月28日奉行人奉書(案、同前、『奉書』1676号)で「中間狼藉咎難遁之上者、任_レ法被_レ裁許_レ訖」として不動院の領知が認可された。なお、このような係争物件の処分の凍結を命じる文書は「押奉書」とも呼ばれる¹⁹⁾。

ところが、義稙の將軍還任後、不動院は再度提訴しており、永正5年(1508)8月日不動院雜掌申状案(『南部文書』『大日本史料 9編之1』)に「以_レ政所之儀_レ、既被_レ下_レ成御下知_レ之処、猶以不_レ致_レ承引_レ」とある。延徳2年(1490)の訴訟が政所で扱われたことがわかるが、「有名無実」と訴えている。結果、永正5年10月9日奉行人奉書(案、「華頂要略 門主伝」『奉書』2540号)により再度領知が認可された²⁰⁾。

次いで、義稙後期にも所務を中に置く手続の実施が確認できる²¹⁾が、法令Aにより停止された。法文には「任_レ先例_レ、可_レ被_レ停止_レ焉」とあるのみで、その趣旨は不明確である。理解の手掛かりを得るために、黒田口材木座をめぐる四府駕輿丁等との相論における召次菊千代の訴えを記した、永正14年(1517)7月日召次菊千代三問状(『京都御所東山御文庫記録』『大日本史料 9編之7』)を見ると、「訴論未_レ落居_レ問者、任_レ當知行_レ令_レ全_レ所務_レ者、別而當御代之御法也、仍被_レ置_レ所務於中_レ御法無_レ之処、御沙汰半、押而致_レ商売_レ之条、荷物押置之言上者、忽好招_レ其咎_レ者也」との記述がある。四府駕輿丁等から商売の荷物の抑留を訴えられたことに対して、法令Aを「訴論が落居するまでは當知行人が所務を継続する」旨を定めた「御法」と称して所務を中に置く手続の実施を否定し、本件の係争物件たる荷物の占有の継続という自身の主張に援用している。

この解釈は訴訟人の主張にすぎないが、法文の趣旨を上記問状の言うように「當知行人による所務の継続」と解した上で、その措置の「先例」を探ると、例えば、延徳2年(1490)11月28日奉行人奉書(『宝鏡寺文書』『奉書』1675号)

19) 『蔭涼軒日録』延徳2年(1490)11月29日条の他、天文9年(1540)10月12日茨木長隆奉書案(『大日本古文書 大徳寺文書』2194号)等。

20) 永正6年(1509)3月日不動院雜掌申状案(『南部文書』『大日本史料 9編之1』)を見ると、慶雲院から買得したと称する石井雅楽助が違乱しており、裁許の実効性は低い。

21) 永正5年8月16日奉行人奉書(『天竜寺宝篋院文書』『奉書』2508号)。

は、山城国西七条東西市町をめぐる相論に際して、「雖レ被レ置レ所務於中レ、任レ当知行之旨レ、被レ成レ奉書レ之上者」と記す。恵聖院が当知行に基づいて安堵（「奉書」）を受給したことを受け、所務を中心に置く手続を解除して恵聖院への年貢諸公事等の沙汰渡を名主沙汰人に命じている²²⁾。

一方、延徳3年（1491）12月6日奉行人奉書（「南禪寺文書」『奉書』1801号）では、南禪寺への所領の当知行安堵の発給後に、樹林寺内錦華院が「御下知」（当知行安堵）を受給したため、所務を中心に置く手續がとられている。

つまり、所務を中心に置く手續の停止の「先例」とは、相論の際にまず当知行の保全を行う手續の実施を意味し、特に安堵所持者の当知行の保全を行う措置を指すものと考えられる。石井氏の言う訴訟目的物処分の制限の(1)の措置に近いが、安堵に基づく当知行所領の保護や訴訟の即決という政権の政策の一環として捉えられる。

この点に関係するのが義稙期における当知行安堵施行の実施である。安堵が発給された所領・所職の沙汰付や所務保全を命じる安堵の施行は応永29年（1422）の追加法177条に停止する旨の規定があり、先行研究でも以後は停止されたと理解されている。しかし、義稙期の発給文書を見ると、当知行安堵施行状（奉行人奉書）の発給が増加し、政権後期に拡大されている。足利義晴期以降に同様の事例は大きく減少するため、それは義稙期の特徴と言える²³⁾。

以上より、所務を中心に置く手續の停止を規定した法令Aは、相論の際に、当知行ないしそれを疎明する安堵に基づく所領保護手續の実施の再確認を意味し、所務を中心に置く手續の停止自体は訴訟処理を迅速化するための措置であったと解される。

22) 延徳2年（1490）12月30日奉行人奉書案（「進士文書」『大日本史料 8編之40』、『奉書』1677号〈但し日付に誤記〉）も同様の事例である。

23) 「安堵」施行の停止は、拙稿「室町幕府の安堵と施行——『当知行』の効力をめぐって——」（『法制史研究』61号、2012年）。義稙期には、延徳3年8月からの六角氏征伐のための近江国への出陣以降に、同国での当知行安堵施行の事例が確認できる（同年9月16日奉行人奉書〈天竜寺宝篋院文書〉『奉書』1757～1759号等）。義稙後期に事例は増加し、永正5年（1508）9月21日奉行人奉書（「尊經閣所蔵東福寺文書」『奉書』2528号）や、永正6年5月12日奉行人奉書写（「本郷文書」『奉書』2581・2582号）等が見られ、対象地域も拡大する。詳細は別稿にて論じたい。

3 故戦防戦法

永正11年（1514）の故戦防戦法（法令F）は、故戦について、鬪殺を犯した場合の罪科を規定した南北朝時代初期の立法（追加法15・26・58・60条）を再確認した上で、従わない場合に本人を「死罪」とし、防戦については糺明して「事軀」により沙汰を行うとする。翌々年の法令Gでは、故戦者が刃傷鬪殺により所領没収となった場合は「先例」（追加法60条カ）に基づいて防戦者は所領半分の没収、故戦者が死罪となった場合は防戦者は闕所、と規定する。

羽下徳彦氏は、上記の2つの法令を村の用水をめぐる百姓間の相論をはじめ「村の紛争を処理する法として立法」されたとし、被支配身分に対しては故戦を死罪とする規定が容易に生み出されたとした²⁴⁾。藤木久志氏は永正13年令（法令G）が「両成敗法への傾斜をさらに強めた」点に注目し、豊臣政権の村落に対する喧嘩停止令の先行法令として位置づけた²⁵⁾。

両氏が法令の適用事例として注目した永正13年（1516）における東寺と等持院の七条・朱雀の用水をめぐる紛争を見ると、幕府は、等持院領の村の百姓を殺害した、東寺領の村の堤三郎右衛門尉を「御法」に基づき「死罪」としている²⁶⁾が、後に嫌疑が解けたとして撤回している。以後、訴訟手続の進行中に苅田や「討捕」を行ったことにより「故戦科」として敗訴とされる場合²⁷⁾や、武士が先行する「御成敗」に従わずに行田等を行って「故戦御法書」と「御下知」への違背等により敗訴とされる場合が見られる²⁸⁾。

羽下・藤木両氏の指摘の通り、故戦防戦法が百姓や村落間の紛争への対応としての性格を有することは注目すべきだが、適用対象に武士（地侍）層も含まれることから、永正13年の法令Gは死罪の適用よりも、むしろ敗訴罰としての故戦

24) 前掲註7) 羽下論文。

25) 前掲註7) 藤木論文。

26) 永正13年（1516）6月26日奉行人奉書（「東寺百合文書」『奉書』2859号）。

27) 永正13年9月15日奉行人奉書（「東文書」『奉書』2871号）。

28) 永正14年9月28日奉行人奉書案（「観音寺文書」『奉書』2912・2913号）。今村源左衛門尉らが敗訴とされているが、応訴（反論）は容認する文言が含まれている。他に、永正17年10月日石井顕親申状案（『九条家文書』（明治書院）1121号）では、敵方（石井梅千代）による田地の苅取りに抵抗しなかったことを根拠に、「故戦之御法」「御法」の適用による裁許が求められている。

者・防戦者の所領没収の実施が主眼であったようと思われる。

また、上記の性格を有する法令がこの時期に立法された理由も先行研究では明確ではない。故戦防戦法は、自力救済を行った当事者に訴訟上の不利益を与え、訴訟による解決へ誘導する意義を有する。実力行使を禁じ、違反した場合に実体的な審理を省いて判決を下す点で「中間狼藉咎」に類似する。訴訟手続の整備と運用がこれらの法令の適用の前提となるが、ここまで述べてきた、訴陳の期間の法定や、所務を中心に置く手続の停止と同様に、訴訟手続の遵守や訴訟の即決主義、「当知行」保護という義稙政権の政策として評価することができる。しかし、一方の申立のみによる「故戦」の事実の確認は幕府にとって容易ではなく、その事実が認められれば——証文の優劣の判断を度外視して——敗訴となる効果が生じることから、適用には慎重にならざるをえなかったと考えられる²⁹⁾。

III 審理手続

1 披露

上記の手続によって訴訟が繋属・進行した後、訴論人の主張・証文を踏まえて審理が行われる。「はじめに」で述べたように戦国時代には「決裁」と「評議」の場が分離し、將軍と奉行人の間に將軍近習が介在して指令を出す体制となる。義稙前期では、設楽薰氏によると、葉室光忠ら側近を「申次」に任じ、彼らを介して奉行人へ指示・伝達を行って訴訟を指揮している。奉行人（御前沙汰衆）は総員24名で、4、5名ずつ5番に結番して出仕した。式日以外にも決裁がなされることがあった³⁰⁾。

義稙前期の奉行人の5番編成は足利義政期以来の体制だが、義政・義尚らに仕えた旧来の直臣を軽視し、流浪時代の近侍者を重用したことが明応の政変で支持を失った一因と言われる³¹⁾。將軍還任後の永正8年（1511）の法令Eには「伺

29) 戦国時代の奉行人意見状を見ると、所領相論で相手方の故戦と中間狼藉が併合して訴えられた場合、それらは追って糺明すると述べる事例が散見する（大永6年〈1526〉10月10日奉行人意見状案「勘修寺文書」）等）。

30) 前掲註3) 設楽論文「將軍足利義材の政務決裁」。

31) 前掲註6) の諸論文、前掲註5) 設楽論文「足利義材の没落と將軍直臣団」。

事」に関する規定が見られ、詳細は不明だが、「結番」の順序による伺事や「急事」以外の「非番」の者の参勤の斟酌等が規定されており、番編成された奉行人制を軸とした訴訟処理への志向が窺える。但し、側近が介在する体制も維持され、側近に訴状を提出して、側近に対し別奉行に事情を尋ねて対応を求める事例も見られる³²⁾。

足利義晴期では、御前沙汰の記録である「披露事記録」(前掲註17)によると、「披露事」は15人の奉行衆(御前沙汰衆)のうち、4、5人ずつを3番に結番して、原則として毎月7・17・27日の式日に当番が出仕して披露を行い、内談衆と合議を行っている。義稙期の側近と奉行衆による披露の体制を前提に評議が運用されたと言えよう。

2 「意見」制の運用

判決構成手続である「意見」制については手続上の位置や判決への影響等をはじめ先行研究で多くの事実が明らかにされている³³⁾が、ここでは義稙期の事例を素材に見ていきたい。『実隆公記』延徳2年(1490)9月朔日条に「昨日奉行衆意見」³⁴⁾とあるように、同年7月5日に征夷大將軍に任せられ、政務を開始してからすぐに運用が開始されている。

將軍還任後も早い段階で「意見」制が始動しており³⁵⁾、永正7年(1510)の法令Bでは、毎月10・20・晦日の「会合」の開催や、披露の次第等が規定された。

しかし、戦国時代の「意見」を定例化されたものとみるか否かは先行研究の理解に相違が見られる³⁶⁾。『守光公記』を見ると、永正9年(1512)の賀茂神光院での喧嘩について、侍所開闢飯尾貞運を奉行として審理がなされた際、鷹司政平

32) 永正5年(1508)7月日北野宮寺御師松梅院禪光申状案(『北野社家日記7』)。阿野季綱に「付_進之_也」と付記があり、別奉行の松田長秀への働きかけを求めている。

33) 前掲註1) 石井著書、笠松宏至「室町幕府訴訟制度『意見』の考察」(同『日本中世法史論』東京大学出版会、1979年、初出1960年)、前掲註4) 山田論文。

34) 「鳥羽庄事、斎藤弥四郎_{鳥山}_{義長}人雜訴事、昨日奉行衆意見、本所之儀得レ利云々」とあり、晦日に「意見」が行われたことが知られる。

35) 永正6年6月4日奉行人意見状案(『大日本古文書 蟻川家文書』401号)。

と広橋守光の問答の中に「明日意見也」と見え（同年閏4月19日条）、20日に会合があるとの認識が窺える。『同』永正12年閏2月9日条にも「卅日意見事、宿老有_レ指合_シ、若輩計之間令_レ延引_シ」とあり、30日に「意見」が予定されていたことが知られる。そして、「室町家御内書案」に「意見事、於_レ公人奉行亭_レ在_レ之、毎月十日廿日晦日三ヶ度也」「惠林院殿御代ヨリ在_レ之三ヶ日也」とあり、これらは法令Bの記す式日や『守光公記』の記事に対応し、「意見状」にも同じ日付を有するものが見られる³⁷⁾。以上より、「意見」の式日自体は定例化されていたと考える。

但し、足利義晴期について山田康弘氏が指摘するように、案件処理の全体を見ると、将軍からの諮問を前提とする「意見」の上申を経ずに裁決に至るケースが多く見られる³⁸⁾。後年の史料だが、青蓮院末寺法輪院と吉田家の相論に際し、義晴に対する答申を記す年未詳6月29日清原宣賢書状案（「栗田宮文書」『大日本史料 9編之8』）に「永正十五年度、重法輪院致_シ訴訟_シ、三問三答事、託_シ諸奉行衆_シ、被_シ訪_シ意見_シ之処（中略）吉田理運旨各申_シ之、被_シ成_シ御下知_シ候」とあり、「意見」が諮られるのは三問三答を経た後に、なお同意が得られない場合である。永正15年（1518）9月23日奉行人奉書（「京都大学所蔵壬生家文書」『奉書』2953号）にも「就_シ越訴_シ、被_シ聞_シ食子細_シ、被_シ訪_シ意見_シ」とあって、再審請求たる「越訴」に際して「意見」が問われている。「意見」が一方当事者の判決への不服に対する対応として行われた側面が窺える。

36) 前掲註3) 設楽論文「室町幕府の評定衆と『御前沙汰』」58頁では、「定_シ置式日_シ、各_シ談合仕_シ矣」と規定する文明11年（1479）の追加法275条を「意見会議の定例化」の立法とみている。他方、前掲註4) 山田論文「戦国期の御前沙汰」230頁では、天文期に定例の「意見」会議は見られないとして、永正期の状況は定かではないという。

37) 法令B以前の事例として、永正6年（1509）6月4日奉行人意見状案（前掲註35）や、永正7年6月30日奉行人意見状案（『大日本古文書 大徳寺文書』1556号）が見られ、法令B以後の永正15年5月20日奉行人意見状案（『鶴川家文書』446号）は式日と同じ日付である。なお、「意見状」が作成されたのは御前沙汰であり、政所沙汰では「意見」は行われてもその内容が「意見状」としてまとめられることはなかった（前掲註3) 設楽論文「『政所内談記録』の研究」138頁、前掲註4) 山田論文「戦国期の政所沙汰」140頁）。法令Bについて『大日本史料 9編之2』の綱文は政所の条規とするが、ここまで述べたように御前沙汰の法令と考えられる。

38) 前掲註4) 山田論文「戦国期の御前沙汰」230頁。前掲註4) 清水論文も参照。

IV 判決の内容・根拠

1 政権与同者への権益付与

以上の審理過程を経て示される判決の内容や根拠を検討する。

將軍の裁許は証文や法、論理によるのではなく、敵対勢力に与同する者を排除して、自軍の勢力に所領を認可・返付する恩賞としての性格をも有する³⁹⁾。本稿で取り上げる法令群の中に規定はないが、そのような性格の裁許の事例も確認したい。

將軍還任後の裁許には、義稙前期に認められた権益の再認可が見られる。永正5年（1508）9月18日に「去延徳二年御判」の通りに東福寺に所領安堵の御判御教書が出され（「東福紀年録」『大日本史料 9編之1』）、同年12月27日奉行人奉書（案、「勸修寺文書」『奉書』2561号）は、足利義澄期の裁許で敗訴した勸修寺門跡の知行を認可している⁴⁰⁾。義澄期に権益を侵害された者や義稙前期の安堵・裁許を有する者たちが権益の維持、回復を意図し、多くの訴訟が提起されたと考えられる。

もっとも義澄期の文書は必ずしも否定されてはおらず、永正6年（1509）7月24日奉行人奉書（「尊經閣編年文書」『奉書』2589号）は、明応7年（1498）の「還補」に基づく認可であり、以前の將軍の安堵に基づいた当知行安堵も発給されている⁴¹⁾。所領知行の保護は將軍に求められる役割であり、過去の政権の立法や安堵・裁許に基づく判断も重視されたのであろう。この点は次に述べる裁許の法源の有する性格にも深く関わる。

2 法源——「法」・先例——

「意見」制では、室町幕府法をはじめ、鎌倉幕府法や律令が「法源」（裁判の規準・根拠）として用いられたことはよく知られている⁴²⁾。室町幕府の法令集で

39) 例えば、義稙の西国下向に随従した鳥丸冬光への直務認可である永正7年（1510）11月9日奉行人奉書（「鳥丸家文書」『奉書』2667号）等。

40) 他に、永正15年11月25日奉行人奉書（「金蓮寺文書」『奉書』2960号）等。

41) 永正7年11月12日足利義稙御判御教書（「多田神社文書」『兵庫県史史料編中世1』387号）等。

ある「追加集」（建武以来追加）の編纂は応永 29 年（1422）以降の足利義持政権期や、永正年間の義稙政権期等に行われたと推測されており⁴³⁾、いずれも裁許手続の整備に伴って、法源の収集・整備がなされたことが知られる。

奉行人は法令や判決例等を参照して判決原案の提示を行った。義稙期の事例を挙げると、永正 15 年（1518）5 月 20 日奉行人意見状案（前掲註 37）では、絹屋の者を打擲した河原者小五郎子について年齢を問題にしているが、「至_レ殺害刃傷_レ者、可_レ有_レ御成敗_レ之上者、以_レ此准拠_レ可_レ有_レ其咎_レ哉」とあり、殺害刃傷の咎（御成敗式目 10 条カ）に「准拠」して成敗すべきことを惣衆中として「意見」している⁴⁴⁾。この場合、16 歳以上であれば「御法」に基づいて審理を行うべきとの少数意見は退けられ、15 歳以前の者の刑事責任を問わないと「物忿之子細」が生じるため処罰を加えるべきとの判断が、処罰を行わない場合との比較衡量に基づいて示され、それを根拠づける先例や関係する法令が提示されている。

「意見」の判決に対する拘束力は確定的とは言えないものの、尊重されていたことは先行研究の指摘する通りである。「意見状」自体も後の訴訟で証拠文書としての効力を期待され、永正 5 年（1508）11 月日鴨社禰宜祐平申状案（「林康員文書」『大日本史料 9 編之 1』）に「貞清掠申段、其咎不_レ輕、次理運之旨、各意見状在_レ之云々」とある⁴⁵⁾。

戦国時代の裁許では、法源として「法」「御法」を明示する事例の増加が注目され⁴⁶⁾、本稿のこれまでの引用史料を見ても、冒頭で挙げた諸法令一應訴日限、所務を中心に置く手続の停止、故戦防戦法一を「御法」と呼んで適用ないし適用の主張がなされている。当知行安堵の発給の原則化と不知行所領への申請の罰則

42) 前掲註 33) 笠松論文。

43) 上横手雅敬「建武以来追加の成立」（同『鎌倉時代政治史研究』吉川弘文館、1991 年、初出 1970 年）。

44) 石井良助「わが古法における少年保護」（同『法制史論集 10 卷 日本刑事法史』創文社、1986 年、初出 1944 年）、同「我が古法における後見と中継相続——幼年保護を中心として——」（同『法制史論集 5 卷 日本相続法史』創文社、1980 年、初出 1947 年）註 17 参照。

45) 永正 5 年 12 月 27 日奉行人奉書案（「勧修寺文書」『奉書』2561 号）は先行する「意見状」に基づく裁許である。

46) 幕府法をはじめ多様な形式・内容を含むが、詳細は別稿で述べたい。

(所領没収) を定めた文明8年(1476)の追加法270条の適用事例等も見られる⁴⁷⁾。

他方、「追加集」に収録されていない「御法」の適用も見られる。ここでは恩地売買を禁じた「御法」を見たい。義稙後期に幕府・朝廷で恩地売買を禁ずる政策が進められ、永正7年(1510)12月には、朝恩地の売買が禁止され(『実隆公記』同年12月24日条)、代々將軍の安堵受給地である「御判地」等の売寄進も禁じられている(追加法376条)。永正14年にも「公領朝恩之地」の沽却について、売人・買人ともに罪科に処す「御法」について伝奏を通じて朝廷に諮詢がなされ、清原宣賢は田令・御成敗式目・鎌倉幕府追加法等の先行法令を勘申している(『守光公記』同年4月7・9・24・28・29・30日条)。翌年9月4日奉行人奉書(「九条家文書」「奉書」2949号)は九条家の譜代家人である石井数安が「或家領御恩地、或寺社本所領人給預所職等」を勝手に沽却したことについて、「云々売人云々買人、共以御罪科法在之」として買得人に応訴を命じており、御成敗式目48条の本所領への適用である。

同条の適用事例は足利義澄期にも見られる。文亀2年(1502)8月28日奉行人奉書案(「兼右卿記」「奉書」2277号)に「当所住人等号名主職、有神地沽却之儀云々、言語道断之次第也、如本法者、不令知本所之段、云売人、云買人、罪科不輕」とある。

続いて足利義晴・義輝期でも同条は用いられている⁴⁸⁾が、罪科の内容が売買所領の御料所への編入に変化していたことも確認できる。すなわち、大永8年(1528)6月10日奉行人奉書(「土佐文書」「奉書」3147号)は「真下知行分撰津国豊島郡利倉庄地頭職」について「沽却之条、法住院殿御代去永正五年任御法被棄破之、被補御料所訖」とあって、御料所に編入した上で宮内卿局を代官職に補任している。天文8年(1539)10月2日奉行人奉書(「大徳寺文書」「奉書」3431号)も同じく「御法」を適用して売買を無効とし、御料所とする。

47) 安堵の不正受給を「咎」とする永正6年(1509)9月4日奉行人奉書(「井関文書」「奉書」2608号)等。

48) 天文2年(1533)11月10日奉行人奉書案(「大徳寺文書」「奉書」3245号)、弘治4年(1558)閏6月20日奉行人奉書写(「日野家領文書写」「奉書」3797号)。

恩地売買を禁じる「法」の運用は本所等の知行の安定化や紛争の抑止を図るため、各政権に共通の方針であったのだろう。それゆえ政権の交代に関わりなく、先行する「御法」が法源として用いられたのである。

なお、判決は当事者のいずれかを勝訴とするのが基本だが、双方への権益付与による「折中」の判決が多いのも義稙後期の特徴である。永正6年（1509）10月5日奉行人奉書（「土佐文書」『奉書』2617号）では、朝廷の意向に基づいて「折中」とし、訴論人に論所の半分ずつの知行を認めている。「意見」に基づいて「折中」とする場合もある⁴⁹⁾。

以上、裁許の法源として「法」や先例の提示がなされていたことを述べた。それらを探知して適用する論理としての「意見」も当事者への説得のための典拠と言えるかもしれない。永正9年9月15日奉行人奉書（「吉田文書」『奉書』2740号）では、判決について名主沙汰人に対しても「被_レ訪_ニ意見_ニ、一円被_レ付_ニ社_ニ畢_ム」とあって、「意見」による判決が武家や公家にとどまらず、名主沙汰人に対しても一定の説得性を有していたことが窺える。次に述べるように、判決の遵守が百姓層に命じられるようになる変化と対応する事象と言える。

3 裁許の実効性の担保——下知違背の咎・越訴年紀法・二重成——

上記の手続を経て出された判決（「下知」）の不履行や手続違反が以後の裁許の根拠とされる場合もあり、裁許の実効性を担保するための制度である。以下、義稙期に運用が顕著となる、下知違背の咎、越訴年紀法、二重成の順に見たい。

南北朝時代の法令において下知違背の咎は、武士らによる所務沙汰の遵行命令への違反について規定され、違反者は「違背咎」に処した上で永く訴訟を受理しないとの罰則が設けられている（康永2年（1343）の追加法9条）。永正6年（1509）の法令A（追加法356条）には「雖_レ被_レ成_ニ御下知_ニ、不_レ能_ニ承引_ム、剩致_ニ彼在所訴訟_ニ事」について「違背之咎」の適用を規定する。適用事例を見ると、永正11年11月9日奉行人奉書（「東寺文書」『奉書』2796号）は西八条遍照心

49) 永正8年（1511）4月24日奉行人奉書（「東大寺法華堂文書」『奉書』2683号）。他の「折中」の事例として、永正15年7月23日奉行人奉書案（「高山寺古文書」『奉書』2942号）、永正17年11月2日奉行人奉書（「吉田文書」『奉書』3032号）。

院領について「去三月被_レ成_二奉書_一之処、于_レ今百姓等難渋云々、御下知違背之儀、好而招_二其咎_一歟」とあり、百姓等が下知違背の咎の対象とされ、領主の東寺に下知の遵守を徹底させている。同年12月3日奉行人奉書（「九条家文書」『奉書』2801号）でも、不断光院内南僧坊領について石井在利が「奉書」を遵守せず違乱していることを「御下知違背咎」と呼んで南僧坊への年貢等の沙汰を名主沙汰人中に命じる。訴訟法の整備に伴い、百姓層にも判決を遵守させることが立法の趣旨なのであろう。「咎」の内容は不明だが、領主の再度の訴訟での敗訴罰が該当するものと考えられる。

次いで、越訴年紀法とは、訴訟落居後、「越訴」（再審請求）受理を一定期間内（3年以内）に限定する制度である⁵⁰⁾。「壬生子恒記」永正16年（1519）5月26日条（『大日本史料 9編之9』）には、壬生子恒と建仁寺常光院東松軒主による同軒領田地をめぐる相論の記事があり、「今度又敵申請御糺明云々、越訴御法者三ヶ年歎、然処当年御糺明者不便次第也」とある。前年の9月23日奉行人奉書（「京都大学所蔵壬生家文書」『奉書』2953号）で壬生家への返付がなされた土地であり、于恒は「越訴」の年紀（期間）は3年以内とする「御法」があると主張している。永正16年7月日于恒答状案（「壬生文書」『大日本史料 9編之9』）には「既被_レ訪_二意見_一」とあって、先行する判決が十分な審理を示す「意見」に基づいて出されたことを強調する。

葛川地下人等と朽木種広が近江国高嶋郡中板以下材木商売について争った際の裁許状である永正14年（1517）11月12日奉行人奉書案（「明王院文書」『奉書』2920号）には「去々年_{本正}被_レ仰_二下知_一之処、至_二去年_一押_二置_一商売物_二、種広越訴之段背_二御法_一之条、早退_二彼妨_一」と記されている。訴人である種広が十分な証拠を提出しない点に加え、応訴日限を遵守しないために敗訴とされた2年前の裁許

50) 前掲註1) 石井著書558~562頁、拙稿「中世における年紀法の機能と変容」（『一橋法学』18卷1号、2019年）参照。佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』（岩波書店、1993年〔初出1943年〕）は期間を23年以内とする（112~114頁）。石井・佐藤両氏が指摘したように、「紛注集」には「越訴之分限事」として、「仮令当年被_レ遂_二糺明_一落居之処、或以_二違背之趣_一御裁許之論所之事、馳_二過年序_一至_二三ヶ年_一被_二棄置_一輩申旨被₂聞召入₁之儀古今之通法也、雖_レ為_二年重_一可_レ被₂経₁御沙汰₂之旨、於_二上意_一者、更非_二制之限_一者也」との記述がある。

(永正 12 年 11 月 14 日奉行人奉書・同案、「同前」『奉書』2835~2837 号) を遵守しない状態で越訴していることが「御法」に違反するとして、葛川地下人等の勝訴とする。判決を遵守しない状態での同一論所の訴訟という点は先述した下知違背の咎の条文(追加法 356 条)の規定内容と同じであり、上記の裁許状に言う「御法」はそれを指す可能性もある。いずれにせよ、以上の史料より、「越訴」には先行する判決の遵守と 3 年以内の提起が要件をなしたことが知られ、当該期の訴訟制度の整備と関連する変化と言える。

そして、「^{ふたえなし}二重成」とは、石井良助氏の表現を借りると、「二重に年貢を出さしめる事即ち右禁止期間中〔引用者註一訴訟の期間〕に年貢公事を訴訟当事者に支払っても之を有効な弁済と認めず、更に年貢公事を支払はしめる事」である⁵¹⁾。訴訟の繫属後、判決が出される以前に百姓層がいざれかの領主に年貢納入を行う行為を禁じるものであり、「糺明之間、被_レ置_レ所務於中_レ訖、若對_レ河瀬梅千代_レ致_レ其沙汰_レ者、可_レ為_レ二重成」(延徳 4 年〈1492〉8 月 11 日奉行人奉書案、「大徳寺文書」『奉書』1855 号) のように、所務を中に置く手続の運用とも連動する。従って先述した同手続の停止以降は行われなくなるが、足利義晴期の手続の再開に伴って、「二重成」の措置も再開されている⁵²⁾。

「二重成」は、百姓層に二重の年貢納入の可能性を警告することによって訴訟進行中の領主による自力救済行為への抵抗や、幕府法廷で勝訴した領主への年貢納入を促すことを意図した制度であろう。幕府文書上は文明 9 年(1477)の奉行人奉書⁵³⁾から確認できる。

その制度的な淵源を辿ると、『日本国語大辞典〔第 2 版〕』(小学館)の同項目が挙例する応永 29 年(1422)11 月 18 日金剛乗院某書状案(『大日本古文書 東寺文書』『東寺百合文書』を 132 号)に、東寺領上久世内給園庵主に対し、百姓が年貢未進の場合は「二重成」の措置をとるよう通達した事例が見られる。石崎建治氏はこの史料から、「寺社本所領の在地において、応仁・文明の乱以前から

51) 前掲註 1) 石井著書 428 頁。

52) 長禄 3 年(1459)以降の「二重成」の事例は、水藤真『戦国の村の日々』(東京堂出版、1999 年)4 章・表 13 に提示がある。

53) 文明 9 年 2 月 5 日奉行人奉書案(「蜷川家古文書」『奉書』1019 号)。『蜷川家文書』90 号の頭註が指摘するように、政所寄人の奉書と見られる。

既に存在していた制度・慣行」が「摂取・吸収」されたとする⁵⁴⁾。

但し、南北朝～室町時代に「二重成」の事例は乏しい。弘安3年（1280）7月日中村氏女下文案（「中臣祐賢記」、竹内理三編『鎌倉遺文』東京堂出版、14027号）は、伊賀国「久多村沙汰人百姓等所」宛に本主（本知行方）に所当を弁済した場合は「二重弁」にする旨を通達しており、同様の措置は鎌倉時代後期まで遡る⁵⁵⁾。こうした本所での「制度・慣行」が戦国時代に幕府法制として採用され、以後多く適用されていく理由を考える必要があろう。

これまでの検討を踏まえると、「二重成」は訴訟制度の整備を前提に、百姓層に勝訴者への年貢納入を促すために導入された制度と言える。「二重成」の措置は、村落の領主への両属状況や年貢の収奪が広範に展開した戦国時代に様々な領主のもとで実施が確認できるが、年貢收取の名義を持つ領主の一元化による「二重成」の抑止と、そのための領域秩序の画定や領土紛争の裁定は豊臣政権以降の課題となるのである⁵⁶⁾。

V おわりに

本稿では、明応の政変で失脚した足利義稙が再入京を果たし、将軍に還任された永正年間を中心に、幕府の法と訴訟制度について検討した。近臣が重用された政権前期に対して、義稙後期の法令を見ると、訴訟進行や審理をはじめ、判決の不履行への対応に至るまで各種手続の整備がなされ、奉行人制を軸とした訴訟手

54) 石崎建治「室町幕府奉行人奉書における『二重成』文言の出現と室町幕府法の歴史的性格——室町幕府奉行人奉書の内容的分析（Ⅱ）——」（『金沢女子大学紀要（文学部）』9集、1995年）。

55) 前掲註52) 水藤著書に提示のない事例として、文明19年（1487）8月22日富倉藤久奉書（『久我家文書』〈続群書類従完成会〉303号）、延徳4年（1492）付8月16日長守等下知状案（『北野社家日記』明応元年（1492）8月17日条）、『天文日記』（法藏館）天文6年（1537）4月23日条等。

56) 稲葉繼陽「中世後期における平和の負担」（同『日本近世社会形成史論』校倉書房、2009年、初出2000年）、同「境目の歴史的性質と大名権力」（同前、初出2004年）。但し、稲葉氏は「二重成」を両属地域の村落からの領主による年貢公事の「二重取り」として論じているが、室町幕府の「二重成」は裁許での勝訴者への年貢納入を促すための罰則規定である。

続の運用を志向する姿勢が見出される。南北朝時代に立法されていた故戦防戦法や下知違背の咎を参照して法が制定されたことは同時期の「追加集」の編纂と無関係ではなかろう。越訴年紀法のように「追加集」に収録されていない「御法」の運用も確認できた。

義稙後期には安堵制の運用についても、安堵所領の保護政策である当知行安堵の施行が行われ、上記の所領相論に関する法と訴訟制度の整備とともに、政権にとって所領政策の持つ比重は小さくない。

訴訟制度をはじめ所領保護政策の整備の背景には、京の寺社本所や政権に与同する武士層の権益をめぐる訴訟裁定が将軍が担うべき役割と認識されており、前將軍足利義澄との対抗上も政治的に意義があったのであろう。また、それを「徳政」の一環として捉えることも可能と思われる。永正6年（1509）5月9日の法令Aの直前に当たる同月3日に「天変地妖」についての祈禱命令が出されており（「東寺百合文書」・「勸修寺文書」、『奉書』2576・2577号）、「天変地妖」の発生は「徳政」の契機となるため⁵⁷⁾、訴訟手続の整備を内容とする上記法令は「徳政」としての意味を有したと考えられる⁵⁸⁾。翌年8月には摂津・河内両国周辺に地震⁵⁹⁾が生じており、為政者の「徳」の表示による災害対応（攘災手段）としての「徳政」の実施により政権の実質的な正当性を示す意義を持ったと推測される。

裁許の規準をなす法源についても検討を加えたが、先行研究においても、裁許の法源に「民間慣習」が加わり、支配者と民間の「大法」の「二元的対立」が生じたこと⁶⁰⁾や、永正年間（1504～1521）の徳政令の運用に幕府法と民間の法との間で相互浸透が生じたことが指摘されている⁶¹⁾。

57) 『吾妻鏡』文暦2年（1235）5月8日条等。永正7年（1510）の法令Bによる「意見」制の整備の時期にも「大地震」が発生したため（『北野社家日記7』永正7年条等）、「天変地妖」の祈禱命令が見られる（同年9月5日奉行人奉書、「石清水文書」・「高山寺古文書」（『奉書』2653・2654号））。

58) 災害と徳政に関する研究史の概要は、拙稿「前近代日本における災害と法・政治——『徳政』の理念をめぐって——」（小柳春一郎編『災害と法』国際書院、2014年）参照。

59) 文部省震災予防評議会『増訂大日本地震史料1巻』（鳴鳳社、1975年〔初出1941年〕）、宇佐美龍夫ほか『日本被害地震総覧 599-2012』（東京大学出版会、2013年）等参照。

60) 中田薰「古法雜觀」（同『法制史論集4巻 補遺』岩波書店、1964年、初出1952年）。

このような幕府法の内容や性質の変化に関して注目したいのが、義稙期の法令が所務に直接関与する名主沙汰人や百姓中に対する命令・規制を含むようになり、故戦防戦法、下知違背の咎等の適用が見られた点である⁶²⁾。また、本所法上の「二重成」の措置等も裁許に用いられた。村落・百姓を規制の対象としていく中で、「民間慣習」が幕府法制に採用される変化が生じたものと考えられる。

南北朝～室町時代の幕府が全国的な遵行体制による訴訟処理体制を運用したのに対し、戦国時代の幕府の支配領域は山城国を中心とした畿内近国に縮小する。本稿では幕府の法制が整備された1つの画期として将軍足利義稙期の永正年間を中心に検討したが、戦国時代の幕府の法制については、権力としての実質の低下という側面からだけではなく、政治・社会との関係から法制の持つ内容や機能の変化を捉え、歴史的に位置づける作業がなお重要な課題と思われる。

61) 前川祐一郎「室町幕府法の蓄積と公布・受容」(『歴史学研究』729号、1999年) 79～80頁。

62) 他に、延徳2年(1490)5月3日種村視久書状(「勧修寺文書」『加能史料 戦国III』)は、義稙(義材)の沙汰始以後に直務認可の奉書を発給する旨を約し、「地下人等」に書状を見せて所務を保全するよう勧修寺に伝えており、幕府の文書を地下人等に見せて納入先を確認させる手順が取られることもあったと推測される。博奕の禁止(文明12年(1480)の追加法278条等)も本所領の百姓層に拡大され、禁止を命じる奉行人奉書が地下人に通達されている(『山科家礼記』延徳4年7月2・13日条)。